



平成 27年 4月 3日(金)
国土交通省 関東地方整備局
港湾空港部

記者発表資料

「港湾における首都直下地震発生時の震後行動計画」の
取りまとめについて

川崎港、横浜港、横須賀港における「港湾 BCP による協働体制構築に関する港湾連絡協議会」で、大規模地震により被災した場合の港湾機能の確保及び復旧について協議し、港湾 BCP として「港湾における首都直下地震発生時の震後行動計画」を取りまとめましたので、お知らせします。

◇目的

大規模地震発生時に、港湾の早期の機能回復を行い、地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、また、国際コンテナ物流が速やかに回復できるように、港湾関係者が共有しておくべき目標や行動、協力体制について整理・明確化することを目的とする。

◇内容のポイント

1. これまで各関係者が個々に取り組んできた災害時の対応や、それぞれの BCP 等をもとに、関係者間の行動、協力体制を整理・明確化する。
2. 緊急物資輸送活動と国際コンテナ物流活動のそれぞれについて、各関係者間共通の目標と実施方針を設定する。
 - ア. 東扇島基幹的広域防災拠点の目標（川崎港）
東扇島基幹的広域防災拠点を 24 時間を目途に緊急復旧し、速やかに緊急物資輸送を開始する体制を構築する。
 - イ. 緊急物資輸送活動の目標（各港共通）
海上から物資輸送できる体制を 24 時間から 72 時間以内に構築する。
 - ウ. 国際コンテナ物流活動の目標（横浜港、川崎港）
耐震強化岸壁を概ね 7 日以内に機能回復させ、コンテナターミナル全体を早期に本格供用させる。
3. 緊急物資輸送活動と国際コンテナ物流活動のそれぞれについて、各関係者の業務と目標時間を基本対応パターンとして作成する。

◇別紙及び本文

- 別紙 1 「港湾 BCP による協働体制構築に関する横浜港連絡協議会」の概要について
- 別紙 2 「横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画」の概要
- 別紙 3 「港湾 BCP による協働体制構築に関する川崎港連絡協議会」の概要について
- 別紙 4 「川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画」の概要
- 別紙 5 「港湾 BCP による協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会」の概要について
- 別紙 6 「横須賀港における直下地震発生時の震後行動計画」の概要

※本文は、次のホームページをご覧ください。

関東地方整備局 (<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html>)

横浜市港湾局 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>)

川崎市港湾局

(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-6-0-0-0-0-0-0.html>)

横須賀市ホームページ (<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6610/minato/>)

京浜港湾事務所ホームページ (<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin/>)

◇今後の取組

本震後行動計画の実効性を高めるために訓練を実施するとともに、東京湾航行支援に係る震後行動計画(H27.3.26)と連携し複数の発災想定での検討などを進め、見直しを行う。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜海事記者クラブ

問い合わせ先

◇国土交通省関東地方整備局港湾空港部

港湾空港防災・危機管理課 課長補佐 <small>まつざか しょういち</small> 松坂 省一

<small>むらかみ ゆきひろ</small>

専門官 村上 幸博

【電話】(直通)045-211-7427 【FAX】228-5529

「港湾 BCP による協働体制構築に関する横浜港連絡協議会」の概要について

1 協議会の目的

大規模な地震が発生した場合に、港湾被災により港湾機能が低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、横浜港における行政機関及び関係団体が相互に連携を図り、横浜港が被災した場合の港湾機能の復旧や他港が被災した場合の支援の実施について必要な事項を協議し、災害発生時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的としている。

2 協議会の構成

(1) 関係団体（7団体）

横浜船主会、外国船舶協会、横浜港運協会、神奈川倉庫協会、
（一社）神奈川県トラック協会、（一社）日本埋立浚渫協会、
横浜港埠頭株式会社

(2) 行政機関

東京入国管理局横浜支局、横浜税関、横浜検疫所、横浜植物防疫所、
動物検疫所、関東運輸局、関東地方整備局、横浜市港湾局
※事務局は、関東地方整備局と横浜市港湾局の共同事務局

3 開催状況及び検討内容

(1) 平成21年9月8日 第1回横浜港連絡協議会（会場 横浜第2合同庁舎13F会議室）

・協議会の設立

(2) 平成24年11月7日 第2回横浜港連絡協議会（会場 横浜第2合同庁舎13F会議室）

・「横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画（案）」の検討

(3) 平成27年3月23日 第3回横浜港連絡協議会（会場 横浜第2合同庁舎1F共用第2会議室）

・「横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画」の策定

BCP(Business Continuity Plan)・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

『横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画』の概要

I. 総則

1. 震後行動計画策定の目的

大規模地震発生時に、港湾の早期の機能回復を行い、横浜市地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、また、国際コンテナ物流が速やかに回復できるように、港湾関係者が共有しておくべき目標や行動、協力体制について整理・明確化する。

2. 計画の対象

【発災想定】

元禄関東地震(M8.1)、冬、平日18時発災
都心南部直下地震(M7.3)、冬、平日18時発災

【対象期間】

- ① 緊急物資輸送活動まで(発災～72時間)
- ② 国際コンテナ物流活動が再開するまで(発災～1カ月程度)

II. 事前行動

1. 震後行動計画策定の目的

○災害発生時における各関係者の役割や行動、相互の関係を事前に確認し、情報共有を行いながら的確な対応が出来るようにする。

2. 訓練計画

○定期的に訓練を実施し、関係者との協力体制の確認を行う。

3. 情報連絡・共有体制

○災害時には、国土交通省関東地方整備局横浜庁舎、各港湾事務所に被災情報等を掲示する。

III. 緊急物資輸送活動に係る震後行動

1. 目的(P.9)

- 大規模地震発生時には、被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うことが港湾に求められる。
- 早期に海から被災地への物資輸送ルートの確保が必要であるため、海上輸送基地の機能確保を実施し、耐震強化岸壁を効率的に稼働させることが必要である。

2. 目標(P.10)

- 3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上から物資輸送できる体制を24～72時間以内に構築する。

3. 実施方針(P.11)

- 耐震強化岸壁の復旧 →耐震強化岸壁を段階的に応急復旧する。
- 緊急物資輸送船舶の着岸 →緊急物資輸送船の着岸を可能にする航行支援(タグ、船舶通信)を行う。着岸を可能とする湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。
- 耐震強化岸壁の運用 →積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。耐震岸壁の荷役オペレーションを確立する。

→ 発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、緊急物資輸送活動準備、緊急物資輸送活動実施までの4つの局面に分け、基本対応パターンを作成

IV. 国際コンテナ物流活動に係る震後行動

1. 目的(P.26)

- 首都圏経済と企業生産活動は、港湾を経由した海上輸出入に依存しており、大規模地震で港湾の機能が停止すると、首都圏の生活物資の供給や企業の生産活動に多大な影響を及ぼす。
- 大規模地震発生時における国民生活や社会経済への影響を最小限とするために、国際物流機能を確保し、被害の少ないターミナルの早期供用を目指す。

2. 目標(P.27)

- 耐震強化岸壁を概ね7日以内に機能回復させ、ヤードを含めたコンテナターミナル全体をできるだけ早期に本格供用させる。

3. 実施方針(P.27)

- 能力最大化に向けた復旧 →背後地の状況を踏まえて、復旧後使いやすい場所から直す。臨港道路を啓開する。航行支援(パイロット、タグ、船舶通信)、航路啓開を行う。
- 岸壁・ヤードの利用方法 →施設の利用効率を維持するために現状利用を優先するとともに、利用効率に影響のない範囲については、公共的に利用する。要領最大化に向けた荷役オペレーション体制・ルールを確立する。

→ 発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、国際コンテナ物流活動準備、国際コンテナ物流活動実施まで4つの局面に分けて基本対応パターンを作成

「港湾 BCP による協働体制構築に関する川崎港連絡協議会」の概要について

1 協議会の目的

大規模な地震が発生した場合に、港湾被災により港湾機能が低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、川崎港における行政機関及び関係団体が相互に連携を図り、川崎港が被災した場合の港湾機能の復旧や他港が被災した場合の支援の実施について必要な事項を協議し、災害発生時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的としている。

2 協議会の構成

(1) 関係団体（4団体）

川崎港運協会、神奈川県倉庫協会、（一社）神奈川県トラック協会、
（一社）日本埋立浚渫協会、

(2) 行政機関

関東運輸局、川崎市港湾局、関東地方整備局横浜国道事務所、関東地方整備局京浜港湾事務所、関東地方整備局首都圏臨海防災センター
※事務局は、関東地方整備局と川崎市港湾局の共同事務局

3 開催状況及び検討内容

(1) 平成23年2月21日 第1回川崎港連絡協議会（会場 横浜第2合同庁舎13F 会議室）

・協議会の設立

(2) 平成25年3月15日 第2回川崎港連絡協議会（会場 横浜第2合同庁舎1F 共用第2会議室）

・「川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画（案）」の検討

(3) 平成27年3月24日 第3回川崎港連絡協議会（会場 横浜第2合同庁舎13F 会議室）

・「川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画」の策定

BCP(Business Continuity Plan)・・・ 自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

『川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画』の概要

I. 総則

1. 震後行動計画策定の目的

大規模地震発生時に、港湾の早期の機能回復を行い、川崎市地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、また、国際コンテナ物流が速やかに回復できるように、港湾関係者が共有しておくべき目標や行動、協力体制について整理・明確化する。

2. 計画の対象

【発災想定】

川崎市直下地震(M7.3)、冬、平日18時発災
都心南部直下地震(M7.3)、冬、平日18時発災

【対象期間】

- ① 緊急物資輸送活動まで(発災～72時間)
- ② 国際コンテナ物流活動が再開するまで(発災～1カ月程度)

II. 事前行動

1. 震後行動計画策定の目的

○災害発生時における各関係者の役割や行動、相互の関係を事前に確認し、情報共有を行いながら的確な対応が出来るようにする。

2. 訓練計画

○定期的に訓練を実施し、関係者との協力体制の確認を行う。

3. 情報連絡・共有体制

○災害時には、国土交通省関東地方整備局横浜庁舎、各港湾事務所に被災情報等を掲示する。

III. 緊急物資輸送活動に係る震後行動

1. 目的(P.11)

- 大規模地震発生時には、被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うことが港湾に求められる。
- 早期に海から被災地への物資輸送ルートの確保が必要であるため、海上輸送基地の機能確保を実施し、耐震強化岸壁を効率的に稼働させることが必要である。
- 東扇島基幹的広域防災拠点での物資中継機能を最短時間で確保し、効率的に稼働させることが必要である。

2. 目標(P.12)

- 3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上から物資輸送できる体制を48時間以内に構築する。

3. 実施方針(P.11)

- 東扇島基幹的広域防災拠点と被災地の受入岸壁の復旧
→東扇島基幹的広域防災拠点の緊急物資輸送の機能を段階的に応急復旧する。
- 緊急物資輸送船舶の着岸 →緊急物資輸送船の着岸を可能にする航行支援(タグ、船舶通信)を行う。着岸を可能とする湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。
- 東扇島基幹的広域防災拠点の運用 →東扇島基幹的広域防災拠点の岸壁、ヤード、拠点内の荷役オペレーションを確立する。

発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、緊急物資輸送活動準備、
緊急物資輸送活動実施までの4つの局面に分け、基本対応パターンを作成

IV. 国際コンテナ物流活動に係る震後行動

1. 目的(P.47)

- 首都圏経済と企業生産活動は、港湾を経由した海上輸出入に依存しており、大規模地震で港湾の機能が停止すると、首都圏の生活物資の供給や企業の生産活動に多大な影響を及ぼす。
- 大規模地震発生時における国民生活や社会経済への影響を最小限とするために、国際物流機能を確保し、被害の少ないターミナルの早期供用を目指す。

2. 目標(P.48)

- 川崎コンテナ2号耐震強化岸壁、被災の軽微な通常岸壁を概ね7日以内に機能回復させ、ヤードを含めたコンテナターミナル全体をできるだけ早期に本格供用させる。

3. 実施方針(P.48)

- 能力最大化に向けた復旧 →背後地の状況を踏まえて、復旧後使いやすい場所から直す。臨港道路を啓開する。航行支援(パイロット、タグ、船舶通信)、航路啓開を行う。
- 岸壁・ヤードの利用方法 →施設の利用効率を維持するために現状利用を優先するとともに、利用効率に影響のない範囲については、公共的に利用する。要領最大化に向けた荷役オペレーション体制・ルールを確立する。

発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、国際コンテナ物流活動準備、国際コンテナ物流活動実施まで4つの局面に分けて基本対応パターンを作成

「港湾 BCP による協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会」の概要について

1 協議会の目的

大規模な地震が発生した場合に、港湾被災により港湾機能が低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、横須賀港における行政機関及び関係団体が相互に連携を図り、横須賀港が被災した場合の港湾機能の復旧や他港が被災した場合の支援の実施について必要な事項を協議し、災害発生時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的としている。

2 協議会の構成

(1) 関係団体（7団体）

横須賀港運協会、神奈川倉庫協会、（一社）神奈川県トラック協会、横須賀市東部漁業協同組合、東京汽船（株）、（一社）日本埋立浚渫協会

(2) 行政機関

関東運輸局、関東地方整備局横浜国道事務所、横須賀市市民安全部、
関東地方整備局京浜港湾事務所、横須賀市港湾部港湾総務課心頭管理事務所
※事務局は、関東地方整備局京浜港湾事務所と横須賀市
港湾部港湾総務課心頭管理事務所の共同事務局

3 開催状況及び検討内容

(1) 平成24年3月30日

第1回 港湾BCPによる協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会
・協議会の設立

(2) 平成25年3月28日

第2回 港湾BCPによる協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会
・「横須賀港における直下地震発生時の震後行動計画（案）」の検討

(3) 平成27年3月19日

第3回 港湾BCPによる協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会
・「横須賀港における直下地震発生時の震後行動計画」の策定

BCP（Business Continuity Plan）・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、
業務を継続できるようにするための計画

I-1. 総則

1. 震後行動計画策定の目的(P.3)

大規模地震発生時に、港湾の早期の機能回復を行い、横須賀市地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、港湾関係者が共有しておくべき目標や行動、協力体制について整理・明確化する。

2. 計画の対象(P.5)

【発災想定】

三浦半島断層群地震、冬、平日18時発災
南関東地震、冬、平日18時発災

【対象期間】

緊急物資輸送活動まで（発災～72時間）

I-2. 事前行動

1. 横須賀港連絡協議会の開催(P.6)

○災害発生時における各関係者の役割や行動、相互の関係を事前に確認し、情報共有を行いながら的確な対応が出来るようにする。

2. 訓練計画の作成(P.6)

○定期的に訓練を実施し、関係者との連携体制の確認を行う。

3. 情報連絡・共有体制(P.8)

○災害時には、国土交通省関東地方整備局横浜庁舎、各港湾事務所に被災情報等を掲示する。

II. 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画

1. 目的(P.13)

- 大規模地震発生時には、被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うことが港湾に求められる。
- 早期に海から被災地への物資輸送ルートを確認することが必要であり、そのためには耐震強化岸壁を最優先で利用可能とし、海上輸送基地の機能確保を行うことが必要である。

2. 目標(P.14)

- 3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上からの物資輸送を可能とする体制を3日以内に構築する。

3. 実施方針(P.14)

- 耐震強化岸壁の復旧 →耐震強化岸壁を段階的に応急復旧する。
- 緊急物資輸送船舶の着岸 →緊急物資輸送船の着岸を可能にする航行支援（タグ、船舶通信）を行う。
着岸を可能にするため湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。
- 耐震強化岸壁の運用 →積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。
耐震岸壁の荷役オペレーションを確立する。